

特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施しました。

道路構造の保全と交通の安全確保を図るため、湯沢警察署と合同で特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施し、通行許可の履行確認及び違反車両に対して適正な通行の指導を行いました。

重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼす他、重大な事故を誘因させます。特殊車両を運行させる事業者は、道路を利用する方々に安全に通行していただくため、今後とも適切な運行をお願いいたします。

- 1、取締日時：平成28年9月30日（金） 14時00分～16時00分
- 2、取締場所：院内チェーン着脱所（湯沢市上院内字釜ノ上地内）
- 3、取締結果：対象車両2台のうち違反車両1台
- 4、違反内容：許可条件違反（道路法第47条の2第1号に対する違反）
- 5、対応措置：警告書発出

今回の取締りでは、重量や寸法の大幅な超過や無許可などの悪質な違反は確認されませんでした。違反となった1件は、許可は受けているものの許可条件となっている誘導車の配置がされていなかったことによる許可条件違反のため警告書を発出したものです。



（今年の実施状況）

<発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局、秋田県南日々新聞、秋田民報>

問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

副所長（道路） 松井 幸男（内線205）（代表）0183-73-3174

道路管理課長 芳賀 俊之（内線431）（直通）0183-73-5350

湯沢国道維持出張所長 大久保 広（内線6121）（直通）0183-72-1661